

一 保育を必要とする理由（認定要件） 一

「保育の必要性の認定」を受けるためには、以下の「保育を必要とする理由（以下、「認定要件）」のいずれかに該当している必要があります。

該当している場合は「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」に各認定要件の理由について確認できる書類を添付して提出してください。

また、それぞれの認定要件に応じて、対象となる期間（認定期間）が決まっています。

認定要件	対象となる期間 (認定期間)	保育の理由について確認できる書類
会社や自宅を問わず、 1 箇月 48 時間以上働いている (就労内定による申込可能)	仕事をしている期間	<p>○就労証明書</p> <p>*被雇用者は職場からの証明が必要です。自営業者（農業除く）は就労証明書に加え、開業届出書の写しまたは営業証明書を提出してください。</p> <p>*農業従事者は就労証明書に加え、耕作証明書を提出してください。町内に農地がある場合は、町農業委員会（分庁舎3階）で発行しています。</p> <p>*産前・産後休業を取得する場合は、様式内No.11、13を必ず記入してください。</p> <p>*育児休業を取得する場合は、様式内No.12、13を必ず記入してください。</p>
出産予定・出産して間もないとき	出産予定日の産前8週から、産後8週を経過する日の翌日が属する月の月末まで	<p>○母子手帳（出産予定日がわかるページ）の写し</p> <p>*就労している方は就労証明書も併せて提出してください。また産前・産後休業を取得している場合は、就労証明書内No.12、14を必ず記入してください。</p>
病気や障がいのため保育が困難なとき	療養にかかる期間	<p>○診断書（「保育できない」と記載があること）</p> <p>○障がいの認定を受けている場合は、手帳の写しまたは障がい基礎年金等の受給を証するもの（この場合は診断書不要）</p>
傷病者や障がい者を看護または介護しているとき	介護・看護に必要な期間	<p>○看護・介護申立書</p> <p>*介護を理由としての利用は、介護認定証または障がい者手帳などの介護を必要とすることがわかる書類を添付してください。</p>
大学や職業訓練校、専門学校などに通っているとき	通学する期間	<p>○在学（受講）証明書</p> <p>○時間割（カリキュラム）表</p>
仕事を探しているとき（求職活動）	仕事を始めるまで（3箇月以内）	○求職申立書
火災などの災害の復旧にあったとき	必要な期間	保健こども課へお問い合わせください
虐待や配偶者等からのDV（家庭内暴力）のおそれがあるとき	必要な期間	保健こども課へお問い合わせください
育児休業を取得しているとき	育児休業期間内	<p>○就労証明書</p> <p>*育児休業取得の場合は、様式内No.12、13を必ず記入してください。</p>
上記の他、町が認めるもの	町が認める期間	保健こども課へお問い合わせください

*保護者が父と母の場合、それぞれに保育を必要とする理由がなければなりません。

(利用できない例)「父は働いているが、母は専業主婦」など